

第8次地方分権一括法案の閣議決定について

本日、政府は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第8次地方分権一括法案)」を閣議決定した。

今年で提案募集方式は4年目となったが、町村からの提案についても道府県や複数の市町村との共同提案を含め提案団体数、提案件数は着実に増加している。

本法律案は、地方からの提案に真摯に取り組まれた結果を示すものであり、分権型社会の構築に資するものとして評価する。

特に、災害援護資金の貸付利率について市町村が条例で設定できるようにすることや、予防接種の実施等の事務処理におけるマイナンバー制度による情報連携の項目の追加は、被災者支援の充実強化や、住民の利便性や町村の事務処理の効率化に資する上で必要不可欠なものであることから、今後、国会において早期成立を図り、その成果が速やかに結実するよう万全を期すことを強く要請する。

平成30年3月9日

全国町村会長 荒木泰臣